

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料等について」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3））といいますが、その価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況等の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることで、これらによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの

権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期間内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

企業内容等の開示について

- ・ 外国証券は、国内の金融商品取引所に上場されている場合、または募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。

その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。

別紙 手数料等について

I 国内の金融商品取引所に上場されている有価証券等

国内の取引所金融商品市場における上場有価証券等の売買等についてお支払いいただく委託手数料等は、次のとおりです。

上場有価証券等の売買手数料

約定代金	基本手数料（最低手数料 2,500 円×1.10）
100 万円以下	(約定代金×1.150%) × 1.10
100 万円超 ~ 500 万円以下	(約定代金×0.900% + 2,500 円) × 1.10
500 万円超 ~ 1,000 万円以下	(約定代金×0.700% + 12,500 円) × 1.10
1,000 万円超 ~ 3,000 万円以下	(約定代金×0.575% + 25,000 円) × 1.10
3,000 万円超 ~ 5,000 万円以下	(約定代金×0.375% + 85,000 円) × 1.10
5,000 万円超 ~ 1 億円以下	(約定代金×0.225% + 160,000 円) × 1.10
1 億円超 ~ 3 億円以下	(約定代金×0.200% + 185,000 円) × 1.10
3 億円超 ~ 5 億円以下	(約定代金×0.125% + 410,000 円) × 1.10
5 億円超 ~ 10 億円以下	(約定代金×0.100% + 535,000 円) × 1.10
10 億円超	(約定代金×0.075% + 785,000 円) × 1.10

転換社債型新株予約権付社債・新株予約権付社債

約定代金	基本手数料
100 万円以下	約定代金×1.00%×1.10
100 万円超 ~ 500 万円以下	(約定代金×0.90% + 1,000 円) × 1.10
500 万円超 ~ 1,000 万円以下	(約定代金×0.70% + 11,000 円) × 1.10
1,000 万円超 ~ 3,000 万円以下	(約定代金×0.55% + 26,000 円) × 1.10
3,000 万円超 ~ 5,000 万円以下	(約定代金×0.40% + 71,000 円) × 1.10
5,000 万円超 ~ 1 億円以下	(約定代金×0.25% + 146,000 円) × 1.10
1 億円超 ~ 10 億円以下	(約定代金×0.20% + 196,000 円) × 1.10
10 億円超	(約定代金×0.15% + 696,000 円) × 1.10

II 外国金融商品市場に上場されている株券等

外国株券等（外国の預託証券または証書、新株予約権証券、投資信託および投資証券等を含みます。）の取引には、国内の取引所金融商品市場における上場有価証券等の売買等のほか、外国金融商品市場における委託取引と国内店頭取引の2通りの方法があります。

(1) 外国金融商品市場等における委託取引（お客様の売買等の注文を、外国金融商品市場等に取次ぎするものです。）

海外清算代金（「約定単価×約定数量」に外国金融商品市場等における委託手数料及び公租公課その他諸費用を加減したものをいいます。）に対して以下の取次ぎ手数料がかかります。

外国株取次ぎ手数料

海外清算代金	国内取次ぎ手数料
50万円以下	8,400円×1.10
50万円超 ～ 100万円以下	(約定代金×1.05000% + 3,150円) × 1.10
100万円超 ～ 300万円以下	(約定代金×0.99750% + 3,675円) × 1.10
300万円超 ～ 500万円以下	(約定代金×0.84000% + 8,400円) × 1.10
500万円超 ～ 1,000万円以下	(約定代金×0.73500% + 13,650円) × 1.10
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	(約定代金×0.57750% + 29,400円) × 1.10
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	(約定代金×0.26250% + 123,900円) × 1.10
5,000万円超 ～	(約定代金×0.10500% + 202,650円) × 1.10

※外国取引に係る現地諸費用について

外国金融商品市場等における委託手数料及び公租公課その他諸費用は、海外市場、売り買いの別、約定代金、また取次先業者によって異なります。

ベトナム株式取次ぎ手数料（対面取引）

約定代金	基本手数料（最低手数料 800,000 VND）
約定代金（VND）	約定代金（VND）× 2.20%

ロシア株式取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料（最低手数料 1,200 R U B）
約定代金（R U B）	約定代金（R U B）× 2.20%

タイ株式取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料（最低手数料 1,200 T H B）
約定代金（T H B）	約定代金（T H B）× 1.10%

ドバイ・アブダビ株式取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料（最低手数料 250 A E D）
約定代金（A E D）	約定代金（A E D）× 2.20%

ブラジル株式取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料（最低手数料 100 B R L）
約定代金（B R L）	約定代金（B R L）× 2.20%

※その他、6月末および12月末の保有証券残高に対して、0.75%（最低手数料 300 B R L）を乗じた現地事務手数料を現地通貨建てにてお支払いいただきます。

※外国株券等の売買（委託取引）等にあたり、円貨と外貨を交換する際の為替レートは、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものといたします。

Ⅲ その他諸費用等

投資信託、投資証券等においては、信託報酬をご負担いただく場合がございますが、この報酬はファンドごとに異なるため本書面上その額をあらかじめ記載することはできません。

また、ファンドの運用に係る有価証券等の売買手数料、その他のファンドの運営、管理に関する費用等をご負担いただく場合がございますが、これらの費用等は、事前に計算が出来ないため、その総額、計算方法を記載しておりません。